

福祉生活病院常任委員会資料

(令和5年6月12日)

〔件 名〕

- 氷ノ山自然ふれあい館、布勢総合運動公園(ヤマタスポーツパーク)の指定管理者募集要項(案)の概要について
(緑豊かな自然課)・・・2
- 東郷湖羽合臨海公園パークビジョン(案)について
(緑豊かな自然課)・・・4
- 天神川流域下水道の指定管理者審査要項(案)の概要について
(水環境保全課)・・・6
- 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について
(住まいまちづくり課、水環境保全課)・・・8

生活環境部

氷ノ山自然ふれあい館、布勢総合運動公園（ヤマタスポーツパーク）の指定管理者募集要項（案）の概要について

令和5年6月12日
緑豊かな自然課

令和6年度から氷ノ山自然ふれあい館及び布勢総合運動公園の管理運営を行う指定管理者を募集するため、その内容を報告する。なお、募集要項は、鳥取県生活環境部指定管理候補者審査委員会での審査を踏まえて決定した。

1 指定管理者が行う業務

(1) 指定管理者が行う業務の内容

- ア 施設設備の維持管理に関する業務
- イ 施設の利用許可、施設利用料の徴収（布勢総合運動公園のみ）等に関する業務
- ウ その他施設の管理運営に必要な業務
 - ・清掃業務について、民間の創意工夫による効率化を目的として、性能発注を行うこととした。
- エ 個別事項

氷ノ山自然ふれあい館	国定公園である氷ノ山のビジターセンターとして、その豊かな自然を紹介し、魅力を体験できる場を提供する自然観察会の開催等による施設の効果的な利用促進に関する業務
布勢総合運動公園	広域の総合運動公園及び県の競技スポーツの振興を図る中核的施設として、施設設備等の利用指導、競技力向上及び競技者の育成支援、生涯スポーツやレクリエーション大会等の企画・開催、障がい者スポーツの普及振興、環境・緑化意識の醸成や健康増進等に関する業務

(2) 管理の基準（基本的事項）

- ア 開館時間、休館日、利用料金（布勢総合運動公園のみ）等は、あらかじめ知事の承認を得て決定する。なお、利用料金は現行の金額を標準とする。
- イ 施設の利用の許可・制限は、以下の条例に基づいて行う。
 - ・鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館の設置及び管理に関する条例
 - ・鳥取県都市公園条例

(3) その他、管理上の条件等

氷ノ山自然ふれあい館	ア 管理責任者として、館長相当職を1名配置すること。 イ 受付業務として、常時職員を2名以上配置すること。 ウ 資格・経験者を業務内容に応じ配置すること。
布勢総合運動公園	ア 管理責任者として、園長相当職を1名配置すること。 イ 受付業務として、陸上競技場、県民体育館に常時職員を1名以上配置すること。 ウ 資格・経験者を業務内容に応じ配置すること。 エ 大会や行事の規模別に、利用調整を行うこと。

2 利用料金等の取り扱い

- ・施設利用料（布勢総合運動公園のみ）や利用者へのサービス提供に伴う収入は、指定管理者の収入とする。
- ・物品販売等の行為の許可や仮設工作物に係る定型的な占用の権限を指定管理者に委任し、行為や占用に係る料金は、指定管理者の収入とする。

3 指定管理料

県は、指定期間中の管理運営に必要な経費として、次に記載する額を上限として、指定管理料を支払う。

施設名	指定管理料総額	うち消費税及び地方消費税
氷ノ山自然ふれあい館	221,925,000円	20,175,000円
布勢総合運動公園	1,273,582,000円	115,780,181円

なお、急激な物価上昇に対応するため、募集時の指定管理料には燃料・光熱費を含めず、物価指数等を考慮して算定した指定管理料を毎年度追加で予算措置し、別枠の指定管理料として県が負担する。

4 指定期間

令和6年4月1日～令和11年3月31日〔5年間〕

5 応募資格

氷ノ山自然ふれあい館	鳥取県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする法人等であること。
布勢総合運動公園	鳥取県内に事務所を置き、又は置こうとする法人等であること。

6 スケジュール

- | | |
|-------------------|------------------------|
| (1) 募集の開始 | 令和5年7月上旬 |
| (2) 募集の締切 | 令和5年8月中旬 |
| (3) 審査委員会（候補者の選定） | 令和5年8月下旬 |
| (4) 審査結果の通知・公表 | 令和5年8月下旬 |
| (5) 指定管理者の指定 | 令和5年10月上旬（議会の議決を経て行う。） |

7 選定方法等

- (1) 選定方法
学識経験者等で構成する審査委員会を開催し、面接審査等により指定管理候補者を選定。
- (2) 審査委員会委員
学識経験者、税理士、施設に関する有識者(2名)、県職員〔各施設5名〕
- (3) 選定基準

選定基準	審査項目	配点(点)
施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	○管理の基本的な考え方の適合性 (施設設置目的の理解、指定管理者となることを希望する理由、管理運営の方針等)	配点なし ※平等な利用が確保できないと認められる場合は失格
施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	○施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 (サービス向上策、事業の企画、利用促進策等) ○管理の基準 〔開館時間、休館日、利用料金等の設定〕 〔個人情報保護、情報の公開〕 ○施設設備の維持及び衛生管理の水準 ○事故・事件の防止措置、緊急時の対応	氷ノ山：55 布勢：58
管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	○収支計画及び見積内容 ○県の指定管理料額（又は県への納入額）の多寡	氷ノ山：15 布勢：12
管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	○組織及び職員の配置等 ○法人等の財政基盤、経営基盤 ○現在の施設職員の継続雇用に関する方針 ○関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ○法人等の社会的責任の遂行状況 〔障がい者雇用 男女共同参画推進企業の認定等 ISO14001・TEAS I種規格等の認証等 あいサポート企業等の認定等〕 ○当該施設の管理運営状況の実績評価	氷ノ山：30 布勢：30
その他 (指定手続条例第5号第4号)	○ネーミングライツの提案（任意）	布勢：2

※指定手続条例：鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例

※サービス向上・利用促進に係る民間の創意工夫ある提案を促進するため、「施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容」を評価する項目についての配点を他の項目と比較して高く設定。

※県の重視するポイントに沿った具体的な提案を促進するため、具体の配点を示した審査表を募集開始時に公表する。

東郷湖羽合臨海公園パークビジョン（案）について

令和5年6月12日
緑豊かな自然課

東郷湖羽合臨海公園の今後10年程度を見据えた目指すべき姿、それに向けた取組方針等を定めたパークビジョンについて、パブリックコメント等を踏まえて、6月6日に地元関係者等との検討会（第5回東郷湖羽合臨海公園パークビジョン検討会）を開催し、最終案を策定したので、その概要を報告する。

1 パークビジョン（案）の概要

本公園は東郷池周辺に5地区及び日本海に面した2地区の7地区に分散配置されているが、公園全体に共通する取組とともに、地理的条件や既存の施設の機能等を考慮しつつ、3つのエリア別にビジョンを整理した。

(1) 公園の目指す姿

公園全体でウォーキングやサイクルーツームを通じた健康増進や観光誘客を図り、各エリアの特色を活かした『東郷池・日本海の豊かな自然と雄大な景観に恵まれた憩い・遊び・巡りたくなる公園』

(2) 各エリアの特色

- ① 東郷池北エリア（藤津、南谷、浅津）：陸水上スポーツ・アクティビティ・健康づくりの拠点
- ② 東郷池南エリア（引地（燕趙園）、長和田）：東郷池を眺めながらの交流・憩いの空間
- ③ 日本海エリア（宇野、はわい長瀬）：アウトドアを楽しめるエリア



(3) 主な取組方針

- 各エリアの特色を活かせる多様な主体による公園の管理（管理区分の変更）
※現行：引地地区とその他の地区の2区分での管理 ⇒ ビジョンに沿った3区分へ変更
- 催し等による公園の占用やそれに伴う仮設工作物の設置に係る許可権限を指定管理者へ委任し、公園利用の利便性を図るとともに、利用料を指定管理者の収入とし自主事業等の促進に繋げる。
- 地域との連携による公園の維持管理
- 東郷池の眺望の確保や四季折々の花等の見所や木陰の創出
- 周囲の景観に調和した看板等の整備・改修 ※眺望景観の保全について明確化
- ウォーキングやサイクルートの環境整備・拠点化を検討
- 地盤沈下や浸水への対策
- 災害時に備えた施設・設備の整備を検討 ※新たに追加

<北エリア>

- 新たなアクティビティの導入や体験型の環境教育メニューの開発
- 観察水槽・実験水路、リハビリ広場、体力測定広場等の機能転換
- ハワイ夢広場、あやめ池スポーツセンターの補修・更新に要する経費を踏まえた施設のあり方を検討

<南エリア>

- 燕趙園28景の木造建築物の一部を修景化するなど維持管理・更新コストの抑制
- 燕趙園入園料無料化を試行実施し、園内売店や道の駅等での消費拡大、占用利用によるイベント誘致等により利用料収入の増加に繋げるなど効果検証を行い、その結果を踏まえて無料化・変動料金制を検討
- 飲食施設等の公募設置管理制度（パークPFI）の導入について次期指定管理期間中に検討

<日本海エリア>

- 宇野地区キャンプ場に公募設置管理制度（パークPFI）を導入
- サイクリングや散策に快適な環境整備

【燕趙園入園料無料化の試行実施について】

燕趙園入園料無料化による園開放を一定期間試行実施し、園内売店や道の駅等での消費拡大、園内外の占有利用によるイベント誘致等により利用料収入の増加に繋げるなど効果検証を行い、その結果を踏まえて無料化や変動料金制（専用料金の設定、時期的変動制等）を検討する。

○試行実施期間

年3～4ヶ月（2カ年で8ヶ月程度）を試行実施期間とし、実施時期等は指定管理者に提案を求める。

○園内活用策の想定例

- ・花火大会や中国雑技ショー等の有料席設定及び飲食販売による収益化
- ・園内専用利用の催しやキッチンカー等の誘致による利用料収入の増
- ・季節毎の体験型イベントコーナー設置や参加型ワークショップ開催による収益化

2 その他

- ・令和6年4月からの次期指定管理者募集等に係る予算案を6月議会に提案中であり、ビジョンを踏まえた募集・選定を行う。
- ・地元自治体、関係団体等と連携し、ビジョンの取組方針に沿った公園整備、管理運営を行っていく。
- ・ビジョンは社会情勢の変化等を踏まえて継続的に見直し・改善を図る。

【参考】

1 東郷池パークビジョン検討会

(1) 開催状況

第1回	令和4年	8月	1日	(月)
第2回	令和4年	11月	1日	(火)
第3回	令和5年	3月	3日	(金)
第4回	令和5年	4月	14日	(金)
第5回	令和5年	6月	6日	(火)

(2) メンバー

分野	役職	氏名	備考
行政	湯梨浜町副町長	吉川 寿明	
	倉吉市生活産業部長	谷田 富穂	
観光	湯梨浜町観光協会事務局長	若山 訓	～R5.3.31
		伊藤 やよい	R5.4.1～
	(一社)鳥取中部観光推進機構事務局長	蔵求 康宏	
地域全般	認定NPO法人未来理事長	岸田 寛昭	
経済	鳥取県商工会連合会専務理事	米田 裕子	
高齢者	鳥取県老人クラブ連合会副会長	水野 彰	
子ども・教育	鳥取県PTA協議会理事	坂本 三都	
造園	(一社)鳥取県造園建設業協会理事	清水 雅人	
県	中部総合事務所県民福祉局長	小林 真司	～R5.3.31
		小谷 章	R5.4.1～

2 パブリックコメント等実施結果

(1) 実施期間

- ・パブリックコメント：令和5年4月24日（月）から5月10日（水）まで（17日間）
- ・県政参画電子アンケート：令和5年5月2日（火）から5月10日（水）まで（9日間）

(2) 意見総数 422件（うち、パブリックコメント：26件 県政参画電子アンケート：396件）

天神川流域下水道の指定管理者審査要項（案）の概要について

令和5年6月12日
くらしの安心局水環境保全課

令和6年度から天神川流域下水道の管理運営を行う指定管理者について、次のとおり審査することを報告する。

1 指名団体とその理由

○公益財団法人天神川流域下水道公社
(指名理由)

- 1 年間を通じて稼働停止が許されないことから、災害時の緊急対応等のため施設全体を熟知している必要があること。
- 2 公社は、当該施設管理のために設置された団体であり、経営破たんリスクも低いこと。
- 3 直接の施設利用者かつ運営費の負担者の代表である関係市町長が公社による安定的な運営を希望していること。

2 指定管理者が行う業務

(1) 指定管理者が行う業務の内容

- ア 流域下水道の運転に関する業務
- イ 流域下水道の施設、設備及び備品の維持管理並びに修繕に関する業務
- ウ その他流域下水道の管理運営に必要な業務

(2) 管理の基準（基本的事項）

- ・天神川流域に居住する住民の衛生環境を保全し、公共用水域の水質の保全に資すること。
- ・施設が安全かつ安定的に運営され、その機能が最大限に発揮されるように適正な維持管理の実施、効率的な運営による経費節減に努めること。
- ・流域下水道は通年終日（24時間365日）稼働させること。

3 利用料金等の取り扱い

- ・収入は、県からの委託料（財源は汚水処理量に応じて市町が支払う負担金）のみで、その他の収入はない。

4 指定管理料

県は、指定期間中の管理運営に必要な経費として、総額 2,190,604,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む）を上限として、指定管理料を支払う。

なお、急激な物価上昇に対応するため、募集時の指定管理料には燃料・光熱費を含めず、物価指数等を考慮して算定した燃料・光熱費を毎年度予算措置し、別枠の指定管理料として県が負担する。

5 指定期間

令和6年4月1日～令和11年3月31日〔5年間〕

6 スケジュール

- | | |
|-------------------|------------------------|
| (1) 計画書の提出期限 | 令和5年8月上旬 |
| (2) 審査委員会（候補者の審査） | 令和6年8月中旬 |
| (3) 審査結果の通知・公表 | 令和6年8月下旬 |
| (4) 指定管理者の指定 | 令和6年10月上旬（議会の議決を経て行う。） |

7 審査方法等

(1) 審査方法

学識経験者等で構成する審査委員会を開催し、事業計画書の審査、面接審査等により指定管理候補者の審査を行う。

(2) 審査委員会委員

学識経験者、税理士、施設に関する有識者（2名）、生活環境部くらしの安心局長〔計5名〕

(3) 審査基準 (案)

審査基準	審査項目	配点 (点)
施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	○管理の基本的な考え方の適合性 ・指定管理者を希望する理由 ・管理運営の方針	配点なし ※平等な利用が確保できないと認められる場合は失格
施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	○管理の基準 ・業務時間の設定 ・個人情報保護、情報の公開への対応 ○施設設備の維持管理の基準 ・長期安定使用のための維持管理の考え方と対応、省エネルギー、省資源、資源の再利用、周辺環境への配慮の取組、点検・清掃業務の実施方針等 ○業務の外部委託 ・外部委託の考え方 ・委託先の選定方法等 ○事故事件の防止措置、緊急時の体制・対応	60
管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	○経費の効率化 ・管理経費の効率化の考え方 ・収支計画の見通し	20
管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	○公社の財政基盤、経営基盤 ○組織及び職員の配置等 ○関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ○公社の社会的責任の遂行状況 〔 障がい者雇用 男女共同参画推進企業の認定等 ISO14001・TEAS I 種規格等の認証等 あいサポート企業等の認定等 〕 ○当該施設の管理運営状況の実績評価	20

※ 指定手続条例：鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例

※ 県の重視するポイントに沿った具体的な提案を促進するため、具体の配点を示した審査表を募集開始時に公表する。

※ 審査要項は、生活環境部指定管理候補者審査委員会の意見を踏まえて決定する。

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

令和5年6月12日
生活環境部

【新規分】

主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	入札方式
くらしの安心局 住まいまちづくり課 (営繕課)	県営住宅材木町団地第二期エコ改善工 事(59-1棟)(建築)	鳥取市 材木町	八幡コーポレーション株式会社 代表取締役 中山 忠雄	135,080,000円 (予定価格) 146,740,000円	令和5年4月14日 ～令和5年11月15日	令和5年4月14日	制限付一般競争入札 (6社)
	県営住宅上福原第一団地第三期エコ改 善工事(59-1棟)(建築)	米子市 上福原	株式会社大協組 代表取締役 小山 典久	139,700,000円 (予定価格) 147,730,000円	令和5年5月31日 ～令和6年1月31日	令和5年5月30日	制限付一般競争入札 (4社)

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

令和5年6月12日

生活環境部

【変更分】

主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	変更理由
くらしの安心局 住まいまちづくり課 (営繕課)	県営住宅材木町団地第二期エコ改善 工事(59-1棟)(建築)	鳥取市 材木町	八幡コーポレーション株式会社 代表取締役 中山 忠雄	(当初契約額) 135,080,000円	令和5年4月14日 ～令和5年11月15日	(当初契約年月日) 令和5年4月14日	
				(第1回変更契約額) 136,092,000円 (変更額) 1,012,000円	令和5年4月14日 ～令和5年11月15日 (変更なし)	(変更契約年月日) 令和5年4月27日	
くらしの安心局 水環境保全課	天神浄化センター主ポンプ設備工事その の14(主ポンプ設備改築)	東伯郡湯梨 浜町はわい 長瀬	新菱工業株式会社 中国営業所 所長 柏原 孝正	(当初契約額) 133,100,000円	令和4年3月4日 ～令和5年5月31日	(当初契約年月日) 令和4年3月4日	
				(第1回変更後契約額) 169,974,200円 (変更額) 36,874,200円	令和4年3月4日 ～令和5年6月30日	(第1回変更契約年月日) 令和5年5月31日	
くらしの安心局 水環境保全課	天神浄化センター電気設備工事その3 1(主ポンプ設備改築)	東伯郡湯梨 浜町はわい 長瀬	東芝インフラシステムズ株式会社 中国支社 統括責任者 木下 俊一	(当初契約額) 155,100,000円	令和4年3月4日 ～令和5年5月31日	(当初契約年月日) 令和4年3月4日	
				(第1回変更後契約額) 157,422,100円 (変更額) 2,322,100円	令和4年3月4日 ～令和5年7月31日	(第1回変更契約年月日) 令和5年5月31日	